人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―一一―四

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） **第十二条**　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。 一・二　（略） 三　矯正管区等の特定管理監督職群　刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所長、課長（公安職俸給表㈠の適用を受ける職員が占める官職（支所に属する官職を除く。）に限る。）及び上席統括矯正処遇官並びに少年院の庶務課長、地域非行防止調整官及び統括専門官並びに少年鑑別所の庶務課長、地域非行防止調整官及び統括専門官並びに矯正管区の管区監査官、矯正就労支援情報センター室長、課長、管区調査官、成人矯正調整官及び少年矯正調整官 四～七　（略） 七の二　九州運輸局の特定管理監督職群　九州運輸局の交通政策部次長、観光部次長、自動車交通部次長、安全防災・危機管理調整官、計画調整官、調整官及び離島航路活性化調整官並びに九州運輸局の事務所の首席運輸企画専門官（人事院が定める官職に限る。）並びに九州運輸局運輸支局の次長及び首席運輸企画専門官（いずれも人事院が定める官職に限る。）並びに九州運輸局運輸支局の事務所の所長及び首席運輸企画専門官（人事院が定める官職に限る。） 八～十　（略） 十一　福島地方環境事務所の特定管理監督職群　福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び調整官（人事院が定める官職に限る。）並びに支所長 十二　（略）	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） **第十二条**　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。 一・二　（略） 三　矯正管区等の特定管理監督職群　刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所長、課長（公安職俸給表㈠の適用を受ける職員が占める官職（支所に属する官職を除く。）に限る。）及び上席統括矯正処遇官並びに少年院又は少年鑑別所の庶務課長及び統括専門官並びに矯正管区の管区監査官、矯正就労支援情報センター室長、課長、管区調査官、成人矯正調整官及び少年矯正調整官 四～七　（略） 七の二　九州運輸局の特定管理監督職群　九州運輸局の安全防災・危機管理調整官、計画調整官、調整官及び離島航路活性化調整官並びに九州運輸局運輸支局の次長（人事院が定める官職に限る。）並びに九州運輸局運輸支局の事務所の所長 八～十　（略） 十一　福島地方環境事務所の特定管理監督職群　福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び支所長 十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第四十八号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件（平成十九年金融庁告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
6　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第百五十二条第五項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等	6　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等